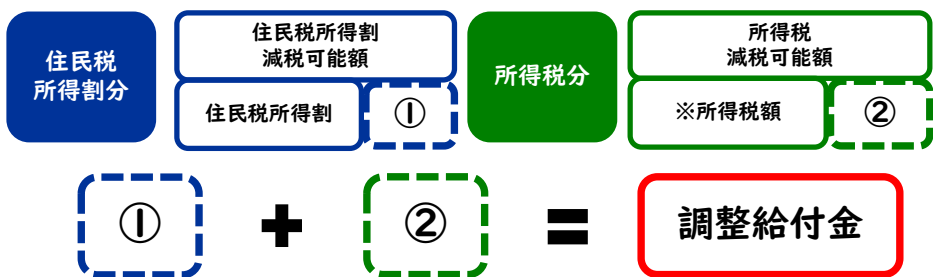


## 定額減税補足給付金（調整給付金）のご案内

### 「調整給付金」とは？

- 物価高への支援の一環として、納税義務者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。
- その際、定額減税しきれないと見込まれる方に、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。



※所得税額は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額で計算しており、令和6年分所得額が確定後に給付額に不足が生じた場合は、令和7年以降に追加給付を行う予定です。（時期詳細未定）

〈例〉4人家族（扶養3人）で、内一人が所得税3万円・住民税所得割2万円（いずれも定額減税前）の納税義務者の場合

- 定額減税可能額  
 所得税分定額減税可能額：3万円×（本人＋扶養親族3人）＝12万円  
 住民税所得割分定額減税可能額：1万円×（本人＋扶養親族3人）＝4万円

- 算出方法  
 (1) 所得税分定額減税可能額(12万円)－所得税額3万円＝9万円  
 (2) 住民税所得割分定額減税可能額(4万円)－住民税所得割額2万円＝2万円

- 調整給付金の支給額  
 (1) 9万円 + (2) 2万円 = 11万円

### 給付金の受給手続き

給付金を受給するには確認書の返送が必要です。必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒に同封の返信用封筒でご返送ください。  
 ※ 受理後、順次審査を行い、概ね4週間程度で指定の口座に振り込みます。

### 添付書類

- (1) **本人確認書類の写し**
  - ・運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか1つ）
- (2) **振込先金融機関口座の写し**
  - ・通帳の見開きページの写し、キャッシュカードの写し（いずれか1つ）

### 提出期限

**令和6年10月31日（木）【当日消印有効】**  
 ※期限を過ぎると給付金の受け取りができなくなります。

### 詐欺に注意！

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに市や県、国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。  
 また、市や県、国の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合は、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。市からメールによる給付金のお知らせは一切行っておりません。

### お問い合わせ

【申請手続きについて：社会福祉課】

住所：〒969-1151  
 本宮市本宮字千代田60-1 えぼか  
 電話：0243-24-5372  
 受付時間：平日8：30～17：15

【定額減税/支給金額について：税務課市民税係】

住所：〒969-1192  
 本宮市本宮字万世212 本宮市役所  
 電話：0243-24-5345  
 受付時間：平日8：30～17：15